

# いじめ防止基本方針

令和8年9月1日改定

## 1 いじめ防止基本方針策定にあたって

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることであり、という基本認識に立ち、以下の法令や市の方針等の趣旨を参酌、本校の児童が、安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校づくりを目指し、本方針を策定しました。

|   |                                 |                   |
|---|---------------------------------|-------------------|
| 国 | いじめ防止対策推進法（以下、「法」）              | 平成 25 年（2013 年）施行 |
|   | いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「国の方針」）    | 平成 29 年（2017 年）改定 |
|   | 生徒指導提要                          | 令和 4 年（2022 年）改訂  |
| 市 | 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「市の方針」） | 令和 6 年（2024 年）改定  |

本方針の策定により、いじめ防止のための実効性のある組織を構築するとともに、いじめの問題について保護者、地域、関係機関との連携を深めながら、未然防止、早期発見、事案対処における適切な対応を目指します。

## 2 いじめの定義及び基本的理解

法においては、いじめについて次のように定義しています。

### いじめの定義（法第2条）

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・同じ学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒がかかわっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法が施行される以前には、「いじめ」の定義として、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」（平成 17 年度まで）、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」（平成 25 年度まで）とありましたが、法施行においては文言修正が図られています。

さらに、具体的ないじめの態様として、国の方針には、以下の内容が記載されています。

#### 具体的ないじめの態様

- \*冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \*仲間はずれ、集団による無視をされる
- \*軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \*ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \*金品をたかられる
- \*金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \*嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \*パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これに加えて、国の方針の重点事項には、以下の記述が示されています。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査したうえでいじめに当たるか否かを判断する
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない
- ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す

また、市の方針においては、以下の記述が示されています。

- ・子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である
- ・学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

これらの内容、文言が見直された背景、そして令和5年4月にこども基本法が施行され、国において、こども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められている昨今の社会情勢を鑑み、これらの趣旨を理解することに努めていくため、次項の重点を据えて本校の方針を策定しました。

### 3 本方針の重点

- 1 学校内外の連携を基盤に機能的で実効性ある対策組織の構築
- 2 本方針の具体的で計画的な展開と見直し
- 3 事案発生後の困難課題対応的生徒指導に加え、全ての児童を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導の充実

#### 4 いじめ対策委員会～重点1 学校内外の連携を基盤に機能的で実効性ある対策組織の構築

いじめを防ぐために、また、いじめを早期に発見し解決に向けて適切に対処するために、学校全体での対応が可能な組織として、「いじめ対策委員会」を設置します。本組織の責任者は校長であり、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行うこととします。

##### (1) 構成員

- 基本メンバー 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・担任外教諭（うち1名は生徒指導 Co.）  
・各学年主任・養護教諭・SC・SSW
- ケースごとの連携メンバー 当該学級担任・関係教職員
- 必要に応じて参加要請する連携外部関係 保護者（PTA）・パートナー校（啓明中）・スクールロイヤー（市教委）・SSA（市教委警察関係者）・児童相談所・家庭児童相談員 等

##### (2) 委員会の役割

- いじめ事案への対応
  - ・【生徒指導 Co. が対応の中核】いじめ相談や対応窓口の中核的役割として校内生徒指導 Co. が、教職員が把握した情報を収集、整理、記録、共有を行う
  - ・【報告・相談しやすい風土】教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童からの訴えなどを、一人の教職員が抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるように環境を整備する
  - ・【会議の開催】いじめの疑いを把握した場合には、構成員が揃わない場合でも速やかに出席可能な構成員で会議を開催する
  - ・【欠席構成員対応】会の開催にあたり、校長が不在の場合は教頭が代行し、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と点検
  - ・【生徒指導 Co. が取組実行の中核】方針に基づく年間計画（アンケートや教育相談週間、道徳科や学級活動等におけるいじめ防止の取組など）の作成、実行の中核的役割を果たす
  - ・【PDCA】本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証を行う（学校評価委員会や外部評議員からの評価を受ける 等）
- 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・【共有】教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシート等を活用して情報や対応方針の共有化を図る
  - ・【研修】校内研修の企画、実施を推進する
- 保護者に対する情報発信と意識啓発…HP、学級懇談会 等

##### (3) 委員会の開催

- 定例開催（月1回）
- 随時開催（いじめの疑いの情報があったなど、校長が必要とした場合に召集）
- 重大事態の際の開催
  - ・【内容】
    - ①いじめの疑いの情報について～アセスメント…事案の状況整理、被害側と加害側の関係性や背景事情、初動としての指導内容、関係児童のアンケート調査（6・11月実施）の結果検討、面談や聴き取り等の実施と内容の検討、今後の指導・援助の体制の構築と方針の共有、保護者との連携（同意を得る）、周囲の児童への働きかけ方針とプランニング、関係機関との連携、市教委への連絡、警察への相談や通報

②継続したいじめの情報について～その後の指導や対応の状況、関係児童のその後の状況、指導・援助の体制の再確認、解消状況の確認

#### (4) 対応フロー

※生徒指導 Co. は担任外が担当とする

主に調査対応

主に指導支援対応

| 事実確認            | 校長 | 教頭 | 主幹 | 指導 Co. | 担任外 | 主任担任 | 養教 |
|-----------------|----|----|----|--------|-----|------|----|
| 学年主任と共有、整理      |    |    |    | ◎      | ○   | ◎    |    |
| 当初の事実確認、情報収集    |    |    | ○  | ◎      | ◎   | ◎    | ○  |
| 聴取              |    |    |    | ◎      | ◎   | ◎    |    |
| 主幹・教頭へ報告        |    |    |    | ◎      |     | ○    |    |
| 対応記録開始アセスメントシート |    |    |    | ○      | ○   | ◎    |    |

※事実要素を確実に積み重ね、何があったかを見極める（いつ、どこで、誰が、何を、どのように 等）

| いじめ対策委員会       | 校長   | 教頭   | 主幹 | 指導 Co. | 担任外 | 主任担任 | 養教 |
|----------------|------|------|----|--------|-----|------|----|
| 定例開催・臨時開催      | 召集決裁 | 校長代行 | 進行 | 調査     | 会議録 |      |    |
| 周辺事実情報背景整理     |      |      |    | ◎      | ○   | ○    | ○  |
| 更なる聴取等         |      |      |    | ○      | ○   | ○    |    |
| いじめの認知・方針決定・確認 | ○    | ◎    | ◎  | ○      | ○   | ○    | ○  |
| 保護者への説明、情報     |      |      | ○  | ◎      |     | ○    |    |

※校内学びの支援委の情報も生かす

※定例開催では、いじめの認知、解消等の判断、個別の対応状況確認等を行う

※いじめを認知した場合、いじめられた児童の安全・安心を確保することを確認する

| 対処                              | 校長 | 教頭 | 主幹 | 指導 Co. | 担任外 | 主任担任 | 養教       |
|---------------------------------|----|----|----|--------|-----|------|----------|
| 関係機関と連携（必要に応じて）<br>（SSW・児相・警察等） |    | ○  | ◎  | ◎      |     |      | SC<br>連携 |
| 子どもへの支援、指導<br>（解決に向けた働きかけ）      |    |    |    | ◎      | ○   | ◎    | ケア       |
| 保護者との連携（双方）                     |    |    | ○  | ◎      | ○   | ◎    |          |
| 再発防止の取組                         | ○  | ○  | ◎  | ◎      |     |      |          |
| 市教委への報告                         | ○  | ○  |    |        |     |      |          |
| いじめの解消                          | ○  | ○  | ○  | ○      |     |      |          |

※加害児童に対して、成長支援の視点に立ち、抱える不安や不満当を受け止めたうえで指導、援助にあたる。

※いじめが解消している状態とは、少なくとも、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続、②被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、の二つの要件が満たされている状態とする。

| 事後指導     | 校長 | 教頭   | 主幹   | 指導 Co. | 担任外    | 主任担任 | 養教  |
|----------|----|------|------|--------|--------|------|-----|
| 当該児童（双方） |    |      | 適宜指導 | 適宜指導   | 声を聴く   | 声を聴く | 見守り |
| 周辺、学校全体  |    | 引継確認 | 取組推進 | 保護者    | 担任フォロー | 再発防止 |     |

## 5 取組～重点2 本方針の具体的で計画的な展開と見直し

本方針に基づく年間計画を作成し、年間を通じていじめ防止の活動を進めるとともに、その取組の評価を通して次年度以降の取組改善につなげていきます。

また、本方針に基づくいじめ防止の取組について、児童や保護者の意見にも耳を傾け、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、その取組の在り方を、学校自ら問い直す姿勢をもつことにつなげます。

### (1) いじめの防止等のための年間計画

|     | 年間計画                                           | 発達支持的生徒指導の観点              | 課題未然防止教育的観点                     | 課題早期発見対応                  | 困難課題対応的生徒指導        |
|-----|------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 4月  | 方針見直し・HP公開<br>子ども理解研修会<br>子どもへの説明<br>教育相談（保護者） | 毎年度の学級編制<br>学級づくり～多様性への配慮 |                                 | ※一人一台端末による心の健康調査（毎朝）      | いじめ対策委①<br>方針・引継   |
| 5月  |                                                | 異学年交流（みどりっ交流）             | 全校朝会講話（校長）                      |                           | いじめ対策委②<br>懇談等     |
| 6月  | パートナー校札教研事業                                    | 自治的な活動①<br>自分たち de サマール   | 非行防止教室（5.6）                     | 学校生活アンケート<br>個別面談         | いじめ対策委③<br>アンケート分析 |
| 7月  |                                                | 命を大切にする指導通知（夏）            | ケータイ教室（未定）                      |                           | いじめ対策委④<br>長期休業前確認 |
| 8月  | 子どもの命の大切さを見つめ直す月間                              |                           | 特別の教科道徳実践                       |                           | いじめ対策委⑤<br>命の大切さ月間 |
| 9月  |                                                | 自治的な活動②<br>全学年共通学活        |                                 |                           | いじめ対策委⑥ 〃          |
| 10月 |                                                |                           |                                 |                           | いじめ対策委⑦ 〃          |
| 11月 |                                                |                           | 全校朝会講話（校長）<br>「誰にも相談しない」回答児童へケア | 悩みやいじめに関するアンケート調査<br>個別面談 | いじめ対策委⑧<br>アンケート分析 |
| 12月 | 教育相談（保護者）→アソクについて共有                            | 命を大切にする指導通知（冬）            | 薬物乱用防止教室（6）                     |                           | いじめ対策委⑨<br>長期休業前確認 |
| 1月  |                                                |                           |                                 |                           | いじめ対策委⑩            |
| 2月  | 学校評価委員会による評価と改善                                |                           |                                 |                           | いじめ対策委⑪<br>引継内容    |
| 3月  | 次年度方針                                          | 命を大切にする指導通知（春）            |                                 | 中学校・次年度への引継               | いじめ対策委⑫<br>引継・方針送付 |

## 6 取組～重点3 事案発生後の困難課題対応的生徒指導に加え、全ての児童を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導の充実

### (1) 発達支持的生徒指導の観点から

○多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校・学級づくり

- ・教室で様々な異なる考えや意見を出し合える雰囲気や風土の確保
- ・児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるような教職員の働きかけ

○児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築くことができる

- ・毎年度の学級編制による新たな出会いの機会の創出

○自治的活動、児童の声を生かす取組の推進

- ・異年齢交流…入学期の1年生に対する6年生のサポート活動、みどりっ交流、交流遠足
- ・児童会活動…「みどりっ子サマールール」ルールメイキングの経験

○「困った」「助けてほしい」と言えるように適切な援助希求の促し

- ・アンケート調査…「誰にも相談しない」と回答する児童へのケア

## (2) 課題未然防止教育的生徒指導の観点から

○教育課程上のいじめ防止の取組

- ・特別の教科 道徳…道徳の授業において、いじめを取り上げた内容を全学年で実施
- ・総合的な学習の時間…学年の発達の段階に応じて、自己理解や他者とのかかわりを深め、自己の役割の自覚や自己肯定感を育む
- ・子どもの命の大切さを見つめ直す月間…始業式、全校朝会等の講話、全学年共通学活

○情報モラル教育の取組

- ・非行防止教室、スマホ・ケータイ安全教室…SNS、インターネット利用に係る啓発

## (3) 積極的ないじめの認知のために行うこと～課題早期発見対応の観点から

○一人一台端末による心の健康調査（毎朝）～シャボテンログ

- ・体調や心の状態について、端末のアプリで回答し、自らの状態を客観視しながら、相談を求める機会とする

○学校生活アンケート（6月）～学校独自のアンケート

- ・6月に実施し、併せて個別面談を設置、悩みについて表出、相談する機会を設ける

○悩みやいじめに関するアンケート調査（11月）～市教委のアンケート

- ・11月に実施し、併せて個別面談を実施、悩みについて表出、相談する機会を設ける
- ・その後、保護者との教育相談において、対応や経過について共有する
- ・アンケート実施に当たっては、いじめを受けている児童が、「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入・入力できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫を行うことで、早期発見につなげる
- ・実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（複数人で再確認する）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされるときには、時を置かずに対応することで、早期発見の効果を上げる

## (4) いじめへの対応の原則の共通理解

○いじめられている児童へ

- ・何よりも被害者保護を最優先とする
- ・二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐための心のケア  
「必ず守る」、大人の思い込みで受け止めない、安心感のある関係づくり、ニーズの確認、安全な居場所の確保、いじめる児童や学級全体への指導に関する支援案を提示し本人や保護者が選択する 等
- ・「いじめに耐えることも重要」「いじめられる側にも原因がある」などの認識に陥っていないか常に自己点検する

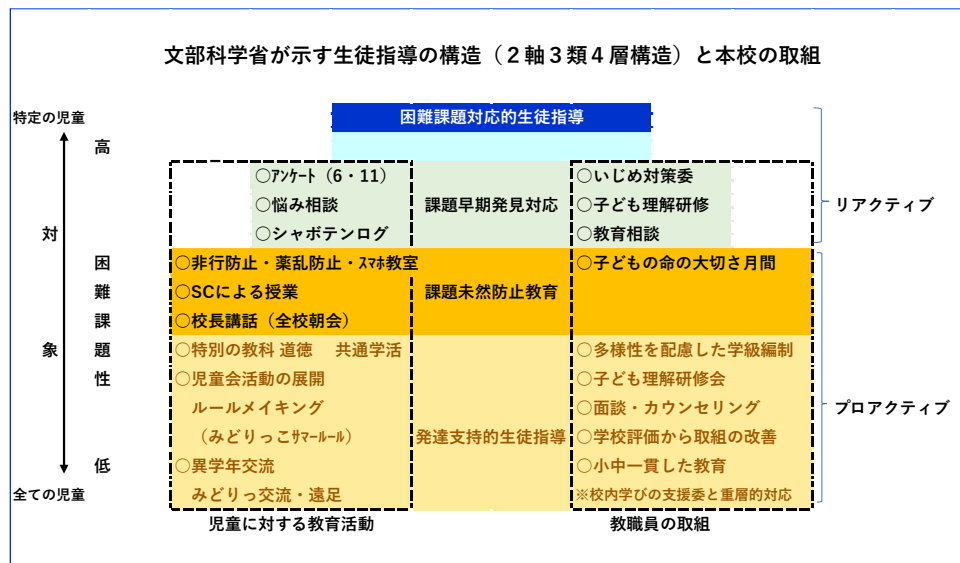
○いじめている児童へ

- ・いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度
- ・加害者の成長支援の視点から、いじめる児童が内面に抱える不安や不満、ストレスを理解
- ・いじめる児童へのアセスメントと指導、援助
- ・指導の事前や過程において、被害児童及び保護者の同意、結果の丁寧な伝達などの配慮

## (5) いじめの解消

### ○いじめの解消

- ・いじめ行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続している、被害者が心身の苦痛を受けていない、という2条件を満たしているかどうかを、教職員による見守りを実施するとともに、本人や保護者への面談などを通じて継続的に確認する
- ・判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ対策委員会において行う。



## 7 いじめ重大事態

いじめの重大事態の定義は以下の通りです。

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）→生命・心身・財産重大事態
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）→不登校重大事態（年間30日を目安）

緊急性が高いと判断した場合や、いじめの重大事態につながる事が懸念される場合については、速やかに教育委員会に報告します。原因として、いじめ（疑いも含む）が確認されれば、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（いわゆる初期調査）を実施します。また、児童・保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。調査の進捗及び結果は、当該児童、保護者に対し適時、適切な方法で情報提供します。